

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月五日

広島県人事委員会

委員長 船木孝和

広島県人事委員会規則第三号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年広島県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第八、別表第十一、別報十二及び別表第二十を次のように改める。

別表第八（第四条関係）

医療職給料表(2)級別資格基準表

歯科技士		歯科衛生士		栄養士、管理栄養士及び衛生検査技師		言語聴覚士及び義肢装具士		獣医師		薬剤師		職種							
短大二卒	短大三卒	短大二卒	短大三卒	大学卒	科卒	高校専攻	短大二卒	短大三卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大三卒	大学卒	大学六卒	大学卒	大学六卒	大学卒	学歴免許	職務の級
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一級	
八 七・五	六 六	八 七・五	六 六	五 五	九 九	八 七・五	六 六	五 五	八 七・五	五 五	六 六	五 五	二 二	五 五	二 二	五 五	二 二	二級	
一五 七	一三 七	一五 七	一三 七	一二 七	一六 七	一五 七	一三 七	一二 七	一五 七	一二 七	一三 七	一二 七	九 七	一三 七	九 七	一三 七	九 七	三級	
一九 四	一七 四	一九 四	一七 四	一六 四	一〇 四	一九 四	一七 四	一六 四	一九 四	一六 四	一七 四	一六 四	一六 三	一六 三	一六 三	一九 三	一六 三	四級	
																		五級	

あん摩マツサージ指圧師、
はり師、きゅう師及び柔道
整復師

そ の 他					
中 学 卒	高 校 卒	短 大 卒	高 校 卒		
四	○	○	○	○	○
一四	一〇	一〇	八	七・五	一〇
二二	一〇	一七	一五	一七	七
二五	七	二一	一九	二一	四

備考
 1 本表の適用を受ける薬剤師、獣医師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、栄養士、管理栄養士、衛生検査技師、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の経験年数は、その業務の従事に必要な免許取得後の経験年数とする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。
 2 職種欄の「薬剤師」の区分の適用を受ける者のうち、薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十四号）附則第三条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学六卒」の区分によるものとする。

別表第十一（第五条関係）

				卒 大 学	基 準 学 歷	學 歷 免 許 等 資 格 的 區 分	學 歷 免 許 等 資 格 區 分 表
						學 歷 區 分	
五	大 學 專 攻 科 卒	四	大 學 六 卒	三	專 門 職 學 位 課 程 修 了	一 修 士 課 程 修 了	該 當 者
(2) 者	(1)	(2)	(1)	(2) の 修 了 者	(2) 外 國 に お け る 大 學 院 修 士 課 程 等 の 修 了 者	(2)(1) 學 校 教 育 法 に よ る 大 學 院 修 士 課 程 の 修 了 者	
校 (旧独立行政法人水産大 学校	学校教育法による四年制の大学の専攻科の卒業者	防衛医科大 学校	医学教育部 医学科の卒業者	司法試験法による司法試験予備試験の合格者	学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科（同法第八十五条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）又は薬学若しくは獣医学に関する学科（修業年限六年のものに限る。）の卒業者	(1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了者 (2) 外国における大学院修士課程等（大学院における修業年限一年以上となる者に限る。）の修了者（通算修学年数が十七年以上となり、かつ、修士の学位を取得した場合に限る。）	

<p>六 大学四卒</p>	
	(3) 学校教育法による四年制の大学の卒業者 (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。）から学士の学位を取得した者 (1) 学校教育法による四年制の大学の卒業者 (2) 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（旧独立行政法人大学評価・学位授与機構、旧大学評価・学位授与機構及び旧学位授与機構を含む。以下同じ。）から学士の学位を取得した者
(17) 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発大学校の応用課程（「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）又は職業能力開発総合大学校の特	(1) 旧図書館職員養成所（「大学四卒」を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。）の卒業者 (2) 学校教育法による四年制の大学の卒業者 (3) 旧研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（「高校三卒」を入学資格とする四年制のものに限る。）の卒業者 (4) 防衛医科大学校医学教育部看護学科の卒業者 (5) 筑波大学理療科教員養成施設（旧東京教育大学附属の特殊教育教員養成施設及び理療科教員養成施設を含むものとし、短期大学又は特別支援学校の専攻科卒業後の二年制の課程に限る。）の卒業者 (6) 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（「高校三卒」を入学資格とする四年制のものに限る。）の卒業者 (7) 気象大学校大学部（修業年限四年のものに限る。）の卒業者 (8) 海上保安大学校本科の卒業者 (9) 国立看護大学校看護学部の卒業者 (10) 独立行政法人航空大学校（旧航空大学校を含むものとし、昭和六十二年八月以降の「短大二卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者 (11) 外国における大学等（通算修学年数が十六年以上となるものに限る。）の卒業者 (12) 旧琉球教育法による大学の四年課程の卒業者 (13) 旧司法試験（平成十四年法律第百三十八号附則第七条第一項の規定による司法試験及び同法による改正前の司法試験法による司法試験をいう。以下の同じ。）の第二次試験の合格者 (14) 公認会計士法による公認会計士試験の合格者 (15) 平成十五年法律第六十七号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験の合格者 (16) 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。）の卒業者 (17) 保健師助産師看護師法による保健師学校、保健師養成所、助産師学校又は助産師養成所（同法による看護師学校の卒業又は看護師養成所の卒業を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。）の卒業者

二 短大二卒	
<p>(1) 学校教育法による二年制の短期大学の卒業者又は専門職大学の修業年限二年の前期課程の修了者は</p> <p>(2) 旧海技学校本科の卒業者</p> <p>(3) 旧海事大学の卒業者</p> <p>(4) 旧海事大学の卒業者</p> <p>(5) 旧海事大学の卒業者</p> <p>(6) 旧海事大学の卒業者</p> <p>(7) 旧海事大学の卒業者</p> <p>(8) 旧海事大学の卒業者</p> <p>(9) 旧海事大学の卒業者</p> <p>(10) 言語聴覚士法による言語聴覚士学校又は言語聴覚士養成所（いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のもの又は「短大二卒」を入学資格とする修業年限一年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>(11) 痛士養成所（いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のもの又は学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは言語聴覚士法第三十三条第三号の規定に基づき厚生労働省令で定める学校、文教研究施設若しくは養成所における一年（高等専門学校にあつては、四年）以上の修業を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>(12) 痛士養成所（いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>(13) 痛士養成所（いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>(14) 痛士養成所（いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>(15) 痛士養成所（いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年のものに限る。）の卒業者</p> <p>(16) 痛士養成所（いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年のものに限る。）の卒業者</p> <p>(17) 痛士養成所（いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限三年以上のものに限る。）の卒業者</p> <p>(18) 旧鯉淵学園本科（修業年限二年のものに限る。）の卒業者</p> <p>(19) 旧海事大学の卒業者</p> <p>(20) 旧海事大学の卒業者</p> <p>(21) 旧海事大学の卒業者</p> <p>(22) 旧海事大学の卒業者</p>	

(3) (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業者
学校教育法による高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（二年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者

(5) (4) 航空保安大학교本科の修業年限二年の課程の卒業者
海上保安学校本科の修業年限二年の課程の卒業

(6) 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（旧独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構及び旧独立行政法人農業技術研究機構を含む。）の農業技術研修課程（農林水産省（省名変更前の農林省を含む。）の旧野菜・茶業試験場、旧果樹試験場、旧園芸試験場、旧野菜試験場又は旧茶業試験場の農業技術研修課程を含むものとし、いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者

(7) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科の海技課程専修科若しくは航海専科又は海技専修課程（海上技術コース（航海）及び同コース（機関）に限る。）（旧独立行政法人海技大学校海上技術科、旧独立行政法人海技大学校又は旧海技大学校の海技士科及び旧独立行政法人海員学校専修科を含むものとし、「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。）の卒業者

(8) 外国における大学、専門学校等の卒業者（通算修学年数が十四年以上となるものに限る。）
旧琉球教育法による大学の二年課程の修了者

(9) 旧司法試験の第一次試験の合格者

(10) 平成十五年法律第六十七号による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第一次試験の合格者

(11) 平成十六年文部科学省厚生労働省令第五号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者

(12) 成施設（「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者

(13) 昭和六十年法律第七十三号による改正前の栄養士法による栄養士試験の合格者

(14) 平成十六年文部科学省厚生労働省令第五号による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所（いずれも修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者

(15) 工士養成所の課程（いずれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者（2の部一の項(14)に規定するものを除く。）
(16) あん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設（いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限五年のものに限る。）の卒業者

- (17) 昭和六十三年法律第七十一号による改正前のあん摩マツサージ指圧師法（以下「改正前のあん摩マツサージ指圧師法」という。）による学校又は養成施設（いすれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年のもの又は「中学卒」を入学資格とする修業年限五年のものに限る。）の卒業者
- (18) 昭和六十三年法律第七十二号による改正前の柔道整復師法（以下「改正前の柔道整復師法」という。）による柔道整復師学校又は柔道整復師養成施設（いすれも「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。）の卒業者
- (19) 保健師助産師看護師法による看護師学校又は看護師養成所の進学課程（同法第二十一条第四号に該当する者に係る課程をいう。）の卒業者
- (20) 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発大学校の専門課程又は職業能力開発総合大学校の特定専門課程（旧職業訓練短期大学校の専門課程 専門訓練課程及び特別高等訓練課程並びに職業能力開発総合大学校の旧専門課程を含むものとし、「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者
- (21) 児童福祉法第十八条の六第一号に規定する保育士を養成する学校その他の施設（平成十四年政令第二百五十六号による改正前の児童福祉法施行令第十三条第一項第一号に規定する保育士（名称変更前の保母を含む。）を養成する学校その他の施設を含むものとし、「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者
- (22) 都道府県立農業者研修教育施設の養成課程（「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者
- (23) 都道府県農業講習所（「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者
- (24) 森林法施行令第九条の規定に基づき農林水産大臣の指定する教育機関（昭和五十九年度以降指定されたもので「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者
- (25) 旧都道府県蚕業講習所（「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者
- (26) 旧農民研修教育施設（農林水産大臣と協議して昭和五十六年度以降設置された平成六年法律第八十七号による改正前の農業改良助長法第十四条第一項第三号に掲げる事業等を行う施設で「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者
- (27) 旧都道府県林業講習所（「高校三卒」を入学資格とする修業年限二年以上のものに限る。）の卒業者

経験年数換算表	
経歴の種類	職員の職務との関係
その他のもの 間等としての在職期	職員としての職務にその間に又はこれに準ずる期間に限る。) (常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間
一〇割以下	一〇割

別表第十二（第六条関係）

備考	4 卒 中学		三 高校二卒		中学卒	
	1	2	1	2	3	4
1 この表の「特別支援学校」には改正前の学校教育法による盲学校、ろう学校及び養護学校を含む。	(1) 職員としての職務にその職員が直接役立つと認められる職務に従事した期間(常時勤務に服する者として職務に従事した期間又はこれに準ずる期間)に限る。)	(2) この表の「保健師学校」、「保健師養成所」、「看護師学校」、「看護師養成所」、「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健婦学校、保健婦養成所、助産婦学校、助産婦養成所、看護婦学校、看護婦養成所、准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。	(1) 学校教育法による中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校(同法第七十六条第一項に規定する修業年限二年のものに限る。)の卒業者又は中等教育学校の前期課程の修了者	(2) 外国における中学校的卒業者(通算修学年数が九年以上となるものに限る。)	(3) 旧琉球教育法又は旧教育法による中学校又は盲学校若しくはろう学校の中学部の卒業者	(4) 旧海員学校(「中学卒」を入学資格とする修業年限一年又は二年のものに限る。)の卒業者
2 この表の「保健師学校」、「保健師養成所」、「看護師学校」、「看護師養成所」、「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ改正前の保健婦助産婦看護婦法による保健婦学校、保健婦養成所、助産婦学校、助産婦養成所、看護婦学校、看護婦養成所、准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。	(1) あん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限三年のものに限る。)の卒業者	(2) 改正前のあん摩マツサージ指圧師法による学校又は養成施設(いずれも「中学卒」を入学資格とする修業年限二年のものに限る。)の卒業者	(3) 旧電気事業主任技術者資格検定規則による第三種資格検定試験の合格者	(4) 独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科(旧独立行政法人海員学校本科を含むものに限る。)の卒業者	(5) 外国における高等学校等の卒業者(通算修学年数が十二年以上となるものに限る。)	(6) 旧琉球教育法又は旧教育法による高等学校の卒業者

歯科技工士		歯科衛生士		栄養士、管理栄養士及び衛生検査技師		診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士及び義肢装具士		獣医		薬剤師		職種	
短大卒	大学卒	高校専攻科卒	短大卒	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	短大卒	大学卒	大学卒	大学卒	学歴免許	初任給
一級二十一号給	一級二十五号給	一級十一号給	一級十五号給	一級二十一号給	一級二十五号給	一級十五号給	一級二十五号給	一級二十一号給	一級三十九号給	一級三十九号給	一級三十九号給	初任給	初任給

別表第二十（第十条関係）
医療職給料表(二)初任給基準表

備考

1 級別資格基準表又は初任給基準表に本表と異なる定めをした場合は、その定めによる。
 2 その他の期間の部その他のものの項の適用を受ける期間のうち、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発校その他の訓練機関における在校期間（正規の修業年限内の期間に限る。）に対するこの表の適用については、換算率の欄中「二割五分以下」を職員としての職務に直接役立つと認められる期間については「八割以下」と、その他の期間については「五割以下」とし、同項備考の欄中「五割以下」を職員としての職務に直接認められる期間については「十割以下」と、その他の期間については「八割以下」とする。

その他の期間	その他のもの	二割五分以下	一〇割以下	一〇割以下	学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間

そ の 他	備 考	あん摩 マツサージ指圧師、 師及び柔道整復師	はり師、きゅう					
高 校 卒	高 校 卒	短 大 二 卒	短 大 三 卒	短 大 二 卒	短 大 二 卒	一級 二十 一号給	一級 十五 号給	一級 十 五 号給
一 級 五 号 給	一 級 五 号 給	一 級 十 五 号 給	一 級 十 五 号 給	一 級 二 十一 号 給	一 級 二 十一 号 給			

- 1 医療職給料表(二)級別資格基準表の備考に規定する職員に第十四条の規定を適用する場合におけるその者の経験年数は、同表の備考に定めるところによる。
- 2 義肢装具士法第十四条第三号の規定に該当して義肢装具士となつた者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、別に定めるところによる。
- 3 薬剤師法の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百三十四号)附則第三条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学六卒」の区分によるものとする。

附 則

この人事委員会規則は、令和八年四月一日から施行する。